

出所者の住まいの確保を妨げる諸要因についての一考察

日本学術振興会 掛川 直之 (009301)

キーワード：出所者・居住支援・不安

1. 研究目的

2016年12月、再犯の防止等の推進に関する法律が公布・施行された。この立法を受けて2017年9月に出された「再犯防止推進計画（案）」でも、居住支援にかんする項目がとりあげられるなど、刑事政策のレベルにおいても、出所者の住まいの確保は喫緊の課題として認識されつつある。他方、Veysey（2015）は、犯罪歴をもつ者のアイデンティティの転換プロセスの必要条件として、衣食住などの基本的な欲求が満たされていること、身体的にも情緒的にも安全であることをあげる。犯罪からの離脱にあたっては、住まいの確保はその基礎となるものであると考えられる。矯正施設等からの出所後、あるいは中間施設等からの退所後、円滑に安定した住まいを確保するためには、不動産業者をはじめ地域住民の理解と協力が不可欠となる。本報告では、不動産業者をはじめとする地域住民が、出所者の受入れに際して、何に不安を感じ、何をリスクだと考えているのか、という諸要因について整理したうえで、その諸要因がもたらす諸課題の解決にむけて留意すべきことは何か、ということについて検討する。

2. 研究の視点および方法

本報告で主に用いるデータは、報告者が推進事業検討委員会委員（調査担当）として参与した「2017年度社会福祉推進事業 生活困窮者や住宅確保要配慮者に対する居住確保と生活支援を総合的に行う人材の育成に関する研究事業」（研究代表：奥田知志）における全国22の不動産業者および居住支援団体に対する聴き取り調査の結果の一部である。この調査では、出所者を含む生活困窮者を受入れる不動産業者等が感じるリスクについても問うている。本研究では、主に、この調査の結果を参照しながら、出所者の住まいの確保を妨げる諸要因についての考察をおこなう。

3. 倫理的配慮

調査実施にあたっては、日本社会福祉学会研究倫理指針に従った。上記の調査結果の公表にあたっては、調査対象者が特定されないように、匿名性に配慮し、結果の集計・分析に努めた。

4. 研究結果

上記調査結果によれば、不動産業者が、実際に出所者を含む生活困窮者を受入れるうえで、具体的なリスクとして想定している事態には、①家賃滞納、②近隣トラブル、③失踪、

④再犯などがあげられる。くわえて、退去時には、⑤原状回復費用の負担、⑥孤独死なども問題になるといわれている。

このようなトラブルの処理にあたっては、以下のような対応がとられている（全国ネット2018）。

①家賃滞納については、弁護士や司法書士などの広義の法曹資格者に対応を依頼するケースから、借主が生活保護受給者の場合には福祉事務所のケースワーカーに相談する、というケースまでさまざまであった。②近隣トラブルについては、「隣室の音の問題が一番」トラブルに発展しやすいという指摘がみられた。対応にあたっては、不動産仲介業者が「騒音対応は本人のところに行く。あまりに聞き分けないときは転居もすすめることも」あるということであった。③失踪については、「（生活）困窮者のケースは、滞納（期間が）2週間たったら（を超えたら）施錠するなどの覚書を交わすなどの特記事項を設けて対応している」という業者もみられた。④逮捕されるような事件を起こすことを含めた再犯の問題も生じうる。逮捕されてしまうようなケースでは、被疑者となった借主が、起訴される見込みはあるのか、矯正施設等への収監の可能性はあるのか、ということを刑事弁護人やソーシャルワーカーとも連携をとって対応していくことが求められる。くわえて、退去時の⑤原状回復費用の負担については、家賃保証会社が補填する特約を設ける方法をとっている不動産仲介業者もあった。退去時に生じる諸リスクをある程度は覚悟のうえで、「トータルに損をしない（不動産）管理を、大家に提案している」という業者もみられた。⑥孤独死については、「保証人がいる場合には保証人に処理をお願いするが、保証業者の対応が望めない場合には大家が原状回復費用を負担することになる」ということが指摘なされていた。

5. 考 察

出所者に特有の課題としては、④があげられるが、その点以外については、一般的に考えられているリスクとほとんどかわりがなかった。ただし、不動産業者をはじめとする地域住民は、出所者に対する漠然とした「不安」をもっていることがかねてから指摘されている（Veysey 2008）。出所者という属性をもつ支援対象者に対しては、この漠然とした不安をいかにのりこえていくかが大きな課題となる。

出所者の住まいの確保にあたっては、①住まいを見つけるための支援と、②その住まいで住みつづけるための支援とが必要となる。住まいを見つける支援から、その住まいで定住するにいたるまでの支援まで、あらゆる専門職が連続性のある支援をおこなうことにより、大家をはじめとする不動産業者や地域住民等の不安を緩和・除去していかなければならない（野村2017）。

住まいの支援を足がかりに、出所者の生活を支えていく支援を展開していくことが、犯罪行為からの離脱にもつながっていくと考えられる。